

令和 7 年 9 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 6 6 号	令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 7 号	令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 8 号	令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）
議案第 6 9 号	令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 0 号	令和 7 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 1 号	令和 7 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 2 号	道の駅新湊条例の全部改正について
議案第 7 3 号	射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 7 4 号	射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 7 5 号	射水市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
議案第 7 6 号	射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ いて
議案第 7 7 号	射水市水道事業給水条例及び射水市下水道条例の一部改正につ いて
議案第 7 8 号	高機能消防指令センター更新整備工事請負契約について
議案第 7 9 号	令和 6 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て
議案第 8 0 号	令和 6 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて
報告第 1 1 号	専決処分の報告について
報告第 1 2 号	令和 6 年度射水市健全化判断比率の報告について
報告第 1 3 号	令和 6 年度射水市資金不足比率の報告について
報告第 1 4 号	令和 6 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）
認定第 1 号	令和 6 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について
認定第 3 号	令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について
認定第 4 号	令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて

- 認定第 5 号 令和 6 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 7 2 号

道の駅新湊条例の全部改正について

道の駅新湊条例の全部を改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

道の駅まるごと射水条例

道の駅新湊条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 8 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 道路利用者の利便性の向上、地場産品の展示販売等による地域経済の活性化及び観光の玄関口としての情報発信の充実等を図るため、道の駅まるごと射水（以下「道の駅」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
道の駅まるごと射水本館	射水市鏡宮 2 9 6 番地
道の駅まるごと射水別館	射水市鏡宮 3 0 1 番地

（休館日）

第 3 条 道の駅は、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。

（開館時間）

第 4 条 道の駅の開館時間は、午前 8 時から午後 8 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

（行為の禁止）

第5条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を損傷すること。
- (2) 正当な理由なく車両を長時間継続して駐車すること。
- (3) 集会その他使用者の妨害となる行為をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営に支障がある行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、道の駅の使用を中止し、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第6条 道の駅の建物、附属施設、器具等を破損し、又は滅失した者は、市長の認定に基づいて、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、道の駅の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第5条第2項の規定の適用については、同条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に

道の駅の施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 73 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「第 3 項まで」の次に「並びに第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項」を加える。

第 15 条第 1 項中「第 15 条の 3 第 1 項」を「第 16 条の 3 項第 1 項」に改める。

第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 を削る。

第 16 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 16 条の 2 任命権者は、射水市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 33 号）第 25 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）

に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 射水市職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ

ならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳を迎える時期を目途に、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、勤務環境の整備に関する必要な措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 74 号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 2 項」の次に「(育児休業法第 12 条及び第 19 条第 6 項において準用する場合を含む。)」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項、第 3 項及び第 5 項」に改める。

第 14 条の表第 17 条第 5 項の項を削る。

第 20 条の表第 17 条第 5 項の項を削る。

第 21 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(次条第 1 項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「を除く。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 22 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 22 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 22 条の次に、次の 4 条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条

第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２３条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２４条を次のように改める。

第２４条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の射水市職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第 75 号

射水市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

射水市職員等の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年射水市条例第 46 号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第 14 条」を「第 9 条」に、「第 15 条—第 28 条」を「第 10 条—第 19 条」に、「第 29 条」を「第 20 条」に、「第 30 条・第 31 条」を「第 21 条—第 27 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「教育長」の次に「(以下「市長等」という。)」を加え、同項第 4 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 5 号中「1 日」を「旧」に改め、同項第 6 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「遺族」を「その遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

- (7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において、「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項第1号及び第2号中「赴任のため」を「赴任のための」に、同項第4号及び第5号中「出張のため」を「出張のための」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に変えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」

という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、別に定める旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第5項から第12項までを次のように改める。

5 その他の交通費は、陸路（鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 宿泊費は、第14条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第15条に規定する合計額により支給する。

- 8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在について第18条に規定する額を支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。

第6条中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項及び第16項を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項を次のように改める。

旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

第 13 条第 3 項中「旅行命令権者」を「支出命令者」に改め、同条第 4 項中「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に改め、「期間」の次に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第 13 条を第 8 条とし、第 14 条を第 9 条とする。

第 2 章から第 4 章までを次のように改める。

第 2 章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第 10 条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、その上位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第 11 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、その上位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第 12 条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、その上位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（私有車の使用）

第13条の2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、規則で定める私有車（以下この条において「私有車」という。）を使用して旅行した場合には、当該旅行を第6条第5項の陸路旅行としてその他の交通費を支給する。

- 2 前項の規定により支給するその他の交通費の額及び支給方法は、規則で定める。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて旅費を支給する。

第4章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第 2 2 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の調整)

第 2 3 条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第 2 4 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号、第 1 2 条第 1 項各号及び第 1 3 条各号に掲げる各費用について、第 7 条及び第 1 0 条から第 1 3 条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 7 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の特例)

第 25 条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)

第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第 26 条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表を削る。

(射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 17 年射水市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

議長等が職務を行うため旅行したときは、射水市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年射水市条例第 46 号)中市長等に支給する旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

(射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年射水市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表中「副市長及び教育長に該当する額」を「市長等に該当する額」に改める。

(射水市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 射水市証人等の実費弁償に関する条例(平成 17 年射水市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号を次のように改める。

(7) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 212 条第 1 項の規定による選挙人その他の関係人

第 2 条第 9 号中「第 8 条第 5 項」を「第 8 条第 6 項」に改め、同条第 10 号中「第 29 条第 1 項」を「(昭和 26 年法律第 88 号)第 35 条第 1 項」に、「耕作者」を「農業者」に改める。

第 3 条第 1 項中「日当」を「宿泊手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の射水市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」

という。)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の射水市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条例第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 76 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「1 月から 9 月まで」を「1 月 1 日から 10 月 31 日まで」に改め、「新たに」の次に「第 4 条の」を加え、同条第 4 項中「9 月 30 日」を「10 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項第 1 号の規定は、令和 7 年 11 月 1 日以後の受給資格証の交付の申請から適用し、同日前にされた受給資格証の交付の申請については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 4 項の規定は、令和 7 年 11 月 1 日以後に受ける医療給付

にかかる医療費について適用し、同日前に受けた医療給付に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 77 号

射水市水道事業給水条例及び射水市下水道条例の一部改正につ

いて

射水市水道事業給水条例及び射水市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市水道事業給水条例及び射水市下水道条例の一部を改正する 条例

(射水市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 射水市水道事業給水条例（平成 17 年射水市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(射水市下水道条例の一部改正)

第 2 条 射水市下水道条例（平成 17 年射水市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公

営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

高機能消防指令センター更新整備工事請負契約について

高機能消防指令センター更新整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 高機能消防指令センター更新整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 445,500,000 円
(うち消費税等 40,500,000 円)
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市名東区猪高台一丁目 1315 番地
株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部
部長 小林 和宏

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 79 号

令和 6 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 492,776,906 円のうち 311,000,000 円を資本金に組み入れるとともに 181,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 80 号

令和 6 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 604,432,987 円のうち 464,089,122 円を資本金に組み入れるとともに、140,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 0	令和 7 年 6 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 2 7 3 , 4 6 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 7 年 1 月 1 0 日 場 所 射水市七美地内
2 1	令和 7 年 6 月 2 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 7 0 パーセント 相手方 3 0 パーセント 損害賠償額 市 6 , 0 5 5 円 相手方 2 , 5 9 5 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道舗装穴による車両破損事故 発生日 令和 7 年 1 月 3 1 日 場 所 射水市青井谷地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 2	令和 7 年 7 月 4 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 0 7 , 6 9 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 消防用ホースによる車両破損事故 発生日 令和 7 年 5 月 3 0 日 場 所 射水市本江地内

報告第 1 2 号

令和 6 年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 9 8)	— (1 6 . 9 8)	8 . 5 (2 5 . 0)	5 8 . 9 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 13 号

令和 6 年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0％

(別 紙)

射 監 第 1 0 7 2 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

射水市長 夏 野 元 志 殿

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

令和 6 年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和6年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月18日から令和7年8月15日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.98
連結実質赤字比率	—	16.98
実質公債費比率	8.5	25.0
将来負担比率	58.9	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和6年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は8.5%で前年度(9.3%)に比べ0.8ポイント、将来負担比率は58.9%で前年度(61.7%)に比べ2.8ポイント低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和6年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年6月16日から令和7年8月15日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

令和6年度も対象の公営企業3会計すべてにおいて資金不足額が発生しておらず、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後、ますます厳しい経営状況になることが見込まれることから、引き続き、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。

報告第 1 4 号

令和 6 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により調製した令和 6 年度射水市継続費（一般会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和6年度射水市継続費精算報告書（一般会計）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源	
						国 庫 支出金	地方債			その他	国 庫 支出金			地方債	その他
4 衛生費	2 清掃費	衛生センター 整備費	令和 5年度	114,095,000		21,752,000	75,700,000	16,643,000		21,752,000	27,800,000	5,298,000		47,900,000	11,345,000
			令和 6年度	1,026,849,000		195,772,000	681,900,000	149,177,000		195,772,000	721,600,000				△ 9,775,000
			計	1,140,944,000		217,524,000	757,600,000	165,820,000		217,524,000	749,400,000	164,250,000		8,200,000	1,570,000

認定第 1 号

令和 6 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和 6 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和 6 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和 6 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志